

那須塩原市で 「農業系指定廃棄物」の 暫定集約が始まりました。



2014年3月24日：一時保管されていた指定廃棄物



2021年11月25日：搬出後の様子

上の2枚の写真は、同じ地点を撮影したものです。

○放射能濃度が8,000ベクレル/kg (Bq/kg) 以下の廃棄物であれば、通常の廃棄物と同様の処理方法でも、作業員や周辺住民への影響が、年間1ミリシーベルト(mSv)を下回ります。これを踏まえ、通常の方法で安全に処理できる放射能濃度の基準を「8,000ベクレル/kg以下」としました。

シナリオ	評価対象	処理に伴う被ばく量が年間1mSvとなる放射能濃度	
保管	廃棄物積み下ろし作業	作業員	12,000 Bq/kg
	保管場所周辺居住	一般公衆	100,000 Bq/kg
運搬	廃棄物運搬作業	作業員	10,000 Bq/kg
	運搬経路周辺居住	一般公衆	160,000 Bq/kg
中間管理	焼却炉補修作業	作業員	30,000 Bq/kg
	焼却施設周辺居住	一般公衆	5,500,000 Bq/kg
埋立処分	焼却灰埋立作業	作業員	10,000 Bq/kg
	脱水汚泥等埋立作業	作業員	8,900 Bq/kg
	最終処分場周辺居住	一般公衆	100,000 Bq/kg

※出典：第117回放射線審議会(平成23年12月)資料より作成

○年間1ミリシーベルトという基準は、ICRP(国際放射線防護委員会)が勧告した、一般の人々の健康を守るための基準である公衆被ばくの線量限度であり、この基準が国際基準となっています。

○8,000ベクレル/kg以下の農業系廃棄物について、他県では焼却施設において焼却処理(一般ごみとの混焼)が進められていますが、これまで焼却施設における排ガスについて、放射性セシウムはすべて不検出(検出下限値未満)であり、安全に処分できることが確認されています。

2011年以来、農家の方々に一時保管いただいている指定廃棄物。本年10月22日、那須塩原市で、県内で初めて農家からの搬出を開始しました。搬出された指定廃棄物は、暫定集約場所である那須塩原クリーンセンターに保管されます。来年12月までには、那須塩原市内で保管いただいているすべてが農家から搬出できるよう、責任を持って集約作業を進めてまいります。集約される指定廃棄物のうち、安全に処理することが可能な放射能濃度(8,000ベクレル/kg)を下回っているものについては、指定解除をした後、十分に安全性を確保しながら、一般のごみと混合し焼却処分していきます。暫定集約を進めるに当たっては、地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。安全・安心の確保に万全を期して対応してまいります。他市町においても暫定集約を進めることで、農家の方々に一時保管をいただき、ご負担をおかけしている状態が1日でも早く解消されるよう、環境省は全力で取り組んでまいります。